

「初めての種類株式の話」

第2回 9つの種類株式の内容

◆ 株式の種類には、どんなものがあるのか？

会社法は次の9つの種類株式を発行することを認めています。

9つの種類株式
① 剰余金配当優先株式等
② 残余財産分配優先株式等
③ 議決権制限株式
④ 譲渡制限株式
⑤ 取得請求権付株式
⑥ 取得条項付株式
⑦ 全部取得条項付株式
⑧ 拒否権付株式
⑨ 役員選解任権付株式

◆ 各種類株式の内容

1. 剰余金配当優先株式等

剰余金は原則的にその所有している株式の数に応じ平等に株主に分配されます。普通株式を基準にして、この剰余金の配当について優先して多くもらえる株式を「配当優先株式」、普通株式より後れてしかももらえない株式を「配当劣後株式」といいます。

2. 残余財産分配優先株式等

会社は解散などによって事業を撤退する場合、残った財産の整理をしなければなりません。その残余財産は基本的には株主へ持株数に応じて平等に分配されますが、上記1.と同様、普通株式を基準として、優先的に残余財産を受け取れる株式を「残余財産分配優先株式」、後れる株式を「残余財産分配劣後株式」といいます。

上記1.の剰余金配当請求権や残余財産分配の権利を認めない株式の発行も可能ですが、両方とも認められない種類株式は発行できません。

3. 議決権制限株式

原則として全ての株主は1株につき1議決権を有していますが、この議決権を制限する株式が「議決権制限株式」です。議決権制限株式は、全ての事項に対し議決権がない「完全無議決権株式」と一部の事項についてのみ議決権を有しない「狭義の議決権制限株式」とがあります。完全無議決権株式は全ての議案に対し議決権がありませんので、株主総会に参加することはできません。

4. 譲渡制限株式

旧商法下でも譲渡制限株式は認められていましたが、次の2点が改正されました。旧法では譲渡制限は全ての株式に設定するかしないかの二者択一しか認められませんでした。会社法では、一部の株式のみに設定することが可能になりました。次に、株式譲渡の承認機関は「取締役会」に限定されていましたが、会社法では、譲渡承認機関を「株主総会」や「代表取締役」といった取締役会以外の機関に定めることが可能になりました。

5. 取得請求権付株式

株主が会社に対して自分の株式を取得するように請求できる株式のことを「取得請求権付株式」といいます。その際、株主に渡す対価は、金銭はもちろん、他の株式、社債、新株予約権など定款で柔軟に定めることが可能です。しかし、その財源には規制があります。

6. 取得条項付株式

会社が、株主の同意なしに一定の事由が生じたことを条件として、株主の有している株式を取得することができる株式のことをいいます。取得の際の対価は、金銭以外でも認められること及び財源規制があることは、5. の取得請求権付株式と同様です。

7. 全部取得条項付株式

2つ以上の種類の株式を発行する会社において、そのうちの1つの種類の株式の全部を株主総会の特別決議をもって、会社が取得することができる旨の定款の定めがある株式のことをいいます。この全部取得条項付株式は100%減資を円滑に行なうために創設された制度といわれています。

8. 拒否権付株式

通常会社の意思決定は株主総会または取締役会の決議で行なわれます。しかし、ある事項についてはこれらの決議の他、この拒否権付株式の株主の承認を要する旨定めることができます。つまり会社の意思決定について拒否権を発動できる株式であり、「黄金株」とも呼ばれています。

9. 役員選解任権付株式

本来、取締役や監査役は全体の株主総会で選任されますが、この株式を発行している会社では、この役員選解任権付株式の株主の総会（＝種類株主総会）の決議で取締役や監査役を選任することができます。ただし、この役員選解任権付株式は委員会設置会社及び公開会社では発行することはできません。